

令和2年6月5日

保護者様

春日部市教育委員会教育長
春日部市立南桜井小学校長

学校給食費の取扱いについて

保護者の皆様には、日ごろ学校給食の運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月2日から3か月間にわたる学校休業に伴い給食を中止していたところですが、6月1日（月）から学校が再開され、給食については6月9日（火）から実施いたします。

なお、9月以降の土曜授業については弁当持参としたところですが、給食を実施することといたしました。

つきましては、今年度の給食費等につき下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 2学期の土曜授業における給食実施日及び実施回数

- (1) 実施回数・・・6回（9/12、10/3、10/17、11/7、11/21、12/5）
- (2) 上記の6日間は、給食を提供して一日授業とします。
- (3) 9月5日（土）については、全学年3時間授業で下校となります。

2 給食費の徴収方法

※牛乳不飲及び牛乳のみの児童生徒につきましては、徴収金額が異なります。

(1) 6月分徴収方法

在校生の令和2年3月返金分を6月分の給食費に充て、不足分を徴収させていただきます。※小学1年生の給食費は 4,100円 となります。

【徴収金額】

- ・小学校・義務教育学校 2～6年生：860円
- ・中学校1年・義務教育学校7年生：1,560円
- ・中学校（2・3）年・義務教育学校（8・9）年生：1,286円

(2) 7月以降の給食実施と給食費の徴収方法

- ① 7月分の給食費は通常月額（小学校・義務教育学校前期：4,100円
中学校・義務教育学校後期：4,800円）を徴収させていただきます。
- ② 夏季休業期間中に実施する給食実食分（9回分）、土曜授業の際の給食実食分（6回分）については、9月の給食費と併せて徴収させていただきます。

【追加徴収金額】

小学校・義務教育学校前期：240円×15回＝3,600円

中学校・義務教育学校後期：285円×15回＝4,275円

- ③ 令和2年3月時点で就学援助を受給していた方については、徴収する金額が異なる場合があります。

3 その他

昨年度ご提出頂きました「学校給食申込書」に「令和2年度（8月を除く）の学校給食を申し込みます。」と表記がございましたが、今年度は8月に給食を実施することから、（8月を除く）の一文を削除することについて、ご了承下さいますよう、お願いいたします。

問合せ先

春日部市学校給食センター

電話：748-0788

春日部市立南桜井小学校

電話：746-0026